

180日を超える長期の入院患者様へ

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、

入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

一般病棟特別入院基本料・・・1日につき 1,010円(税込)

療養病棟入院料1(Ⅰ)・・・1日につき 65歳未満 1,370円(税込)

65歳以上 1,346円(税込)

地域包括ケア病棟入院料1・・・1日につき

65歳未満 4,439円～4,683円(税込)

65歳以上 4,414円～4,683円(税込)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

- 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- 重症者病室に入院されている方
- 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者(日常生活自立度ランクB以上)
- 脊髄損傷等の重度障害者
- 人工呼吸器を使用されている方
- 人工透析を週2回以上実施されている方(日常生活自立度ランクB以上)

この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは医事課へお尋ねください。

なお、ご入院時に3ヶ月以上の入院履歴を確認させて頂いておりますが、これは入院期間の算定の方法が当院のみでなく、同じ症状による病気や怪我で入院されれば、他の医療機関での入院期間も通算されるためです。当院で180日に達しなくても、他の医療機関の入院期間を合算して180日を超えた場合には選定療養の対象となる場合があります。

これらは国の医療政策によるものであって、当院の収入が増加する訳ではありません。

令和6年6月1日

よこはま港南台地域包括ケア病院